

● 1 火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所の取り扱い

規則第 18 条第 4 項第 1 号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び第 19 条第 6 項第 5 号（第 20 条第 5 項及び第 21 条第 5 項）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、防護対象物となる部分が、次によるものであること。

(1) 開口部が著しく偏在する部分（開口部が一面のみにある場合、開口部が階高のおおむね 2 分の 1 より下方のみに存する場合等）で、防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは除くものとする。

なお、ここでいう「開口部」とは、次によるものであること。

ア 常時外気に直接開放されている部分であること。

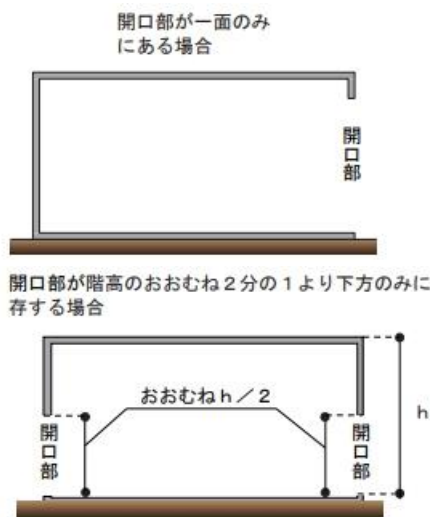
イ 開口部は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物（同一の建築物の外壁等を含む。以下この項において同じ。）と 0.5m 以上の距離を確保すること

（2(1)及び(2)の部分を除く。）。ただし、自走式駐車場（自動車運転して走行させることにより駐車を行う形式の自動車車庫をいう。以下同じ。）にあっては、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に 0.5m（5 層 6 段以上の自走式駐車場にあっては 2 m）以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ 1.5m 以上の防火壁を設けること（隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に 1 m（5 層 6 段以上の自走式駐車場にあっては 3 m）以上の距離を確保した場合を除く。）。

ウ 防護対象物となる部分に建基令第 112 条に規定する防火区画が存する場合は、当該防火区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。

エ 開口部の割合を算定する基準となる床面積は、水平投影面積とすること。

（開口部が著しく偏在する部分の例）



（開口部が常時外気に直接開放されていない例）



(2) 一の階に、複数の防護区画が存する場合は、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。

ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

ア 常時直接外気に開放されたスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分）をいう。以下この項において同じ。）に移動式の消火設備を設ける場合

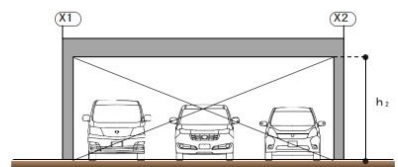
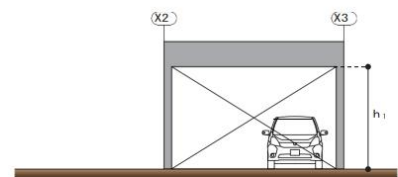
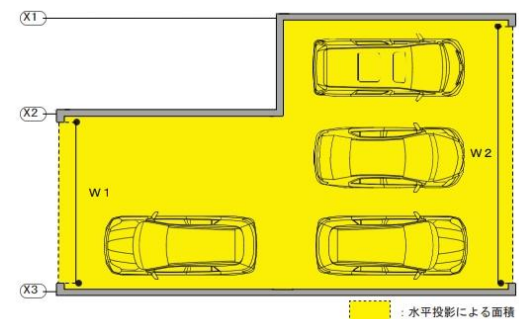
イ 防護区画以外の部分を介して 2 以上の防護区画がある場合（防護区画と防護区画以外の部分とを耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画した場合に限る。）

ウ 防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるよう、移動式の消火設備を設けた防護区画内から直接屋外に出られる場合又は直通階段（建基令第 120 条に規定するもの（スロープ部を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が設けられている場合



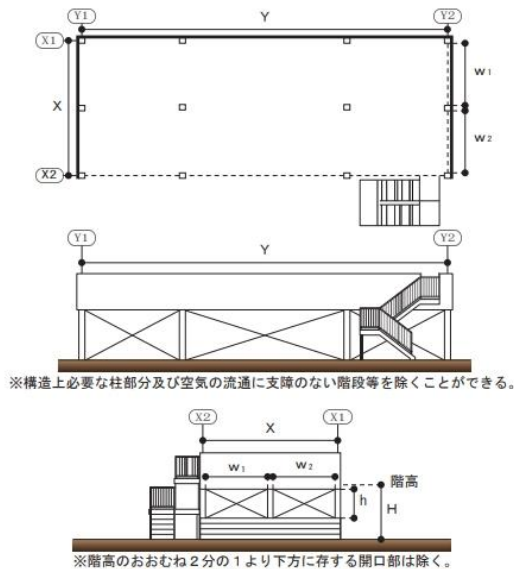
防火対象物の関係者が、安全に初期消火活動を行うことができ、かつ、安全に避難することができるものを除き、固定式の消火設備と移動式の消火設備を併存しないこと。

(3) 防護対象物となる部分における外周部の開口部が、常時外気に直接開放されており、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が、防護対象物の床面積（移動式の泡消火設備、移動式の不活性ガス消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備又は移動式の粉末消火設備で防護する部分の水平投影面積をいう。以下(6)及び(7)において同じ。）の 15% 以上ある部分



$$h_1 \times w_1 + h_2 \times w_2 \geq \text{床面積 (黄色の部分)} \times 15\%$$

- (4) 防護対象物となる部分（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部について、長辺の一边の全面（構造上必要な柱部分及び空気の流通に支障のない階段等を除く。）が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の２分の１以上（階高のおおむね２分の１より下方に存する開口部を除く。）が常時外気に直接開放されている部分

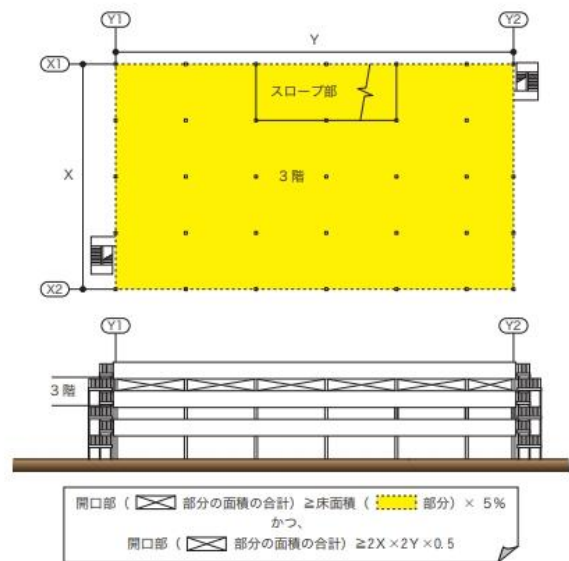


長辺（ $Y1 \sim Y2$ ）の全面が常時外気に直接開放かつ
他の一边の壁面 $1/2$ 以上が常時外気に直接開放 $(w_1 + w_2) \times h \geq (X \times H) / 2$

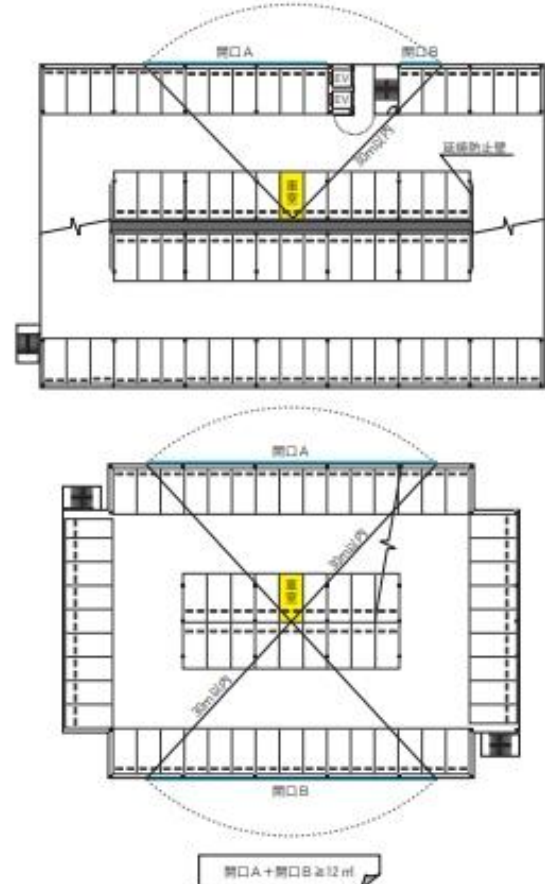
- (5) 防護対象物となる部分（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）における外周部の四辺（構造上必要な柱部分を除く。）の上部 50 cm 以上の部分が常時外気に直接開放されている部分
- (6) 自走式駐車場（４層５段以上の自走式駐車場を除く。）の天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自走式駐車場の床面積の合計の 15% 以上確保されている部分
- (7) 次の全ての基準に適合する多段式の自走式駐車場の部分

- ア 自走式駐車場の外周部の開口部の開放性が次のアからウまでの基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部であって、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと。
- イ 常時外気に直接開放されていること。
- ロ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、自走式駐車場の床面積の 5% 以上であるとともに、当該自走式駐車場の外周長さに 0.5m を乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。
- ハ 車室の各部分から水平距離 30m 以内の外周部において 12 m² 以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ 2 分の 1 以上の部分で、かつ、はり等の下端から 50 cm 以上の高さを有する開口部に限る。）が確保されていること。

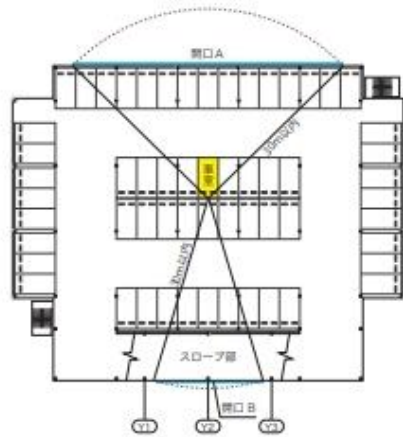
(外周部の開口部の面積の合計)



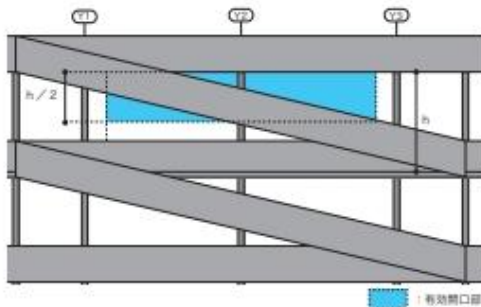
(車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12m²以上の有効開口部)



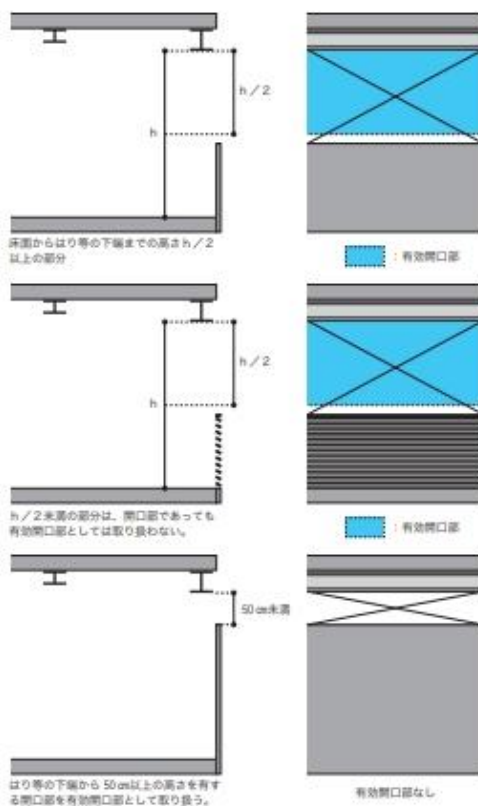
(有効開口部その1)



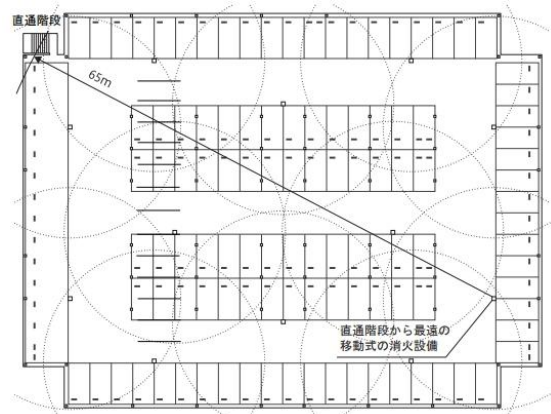
(スロープ部立面拡大図)



(有効開口部その2)



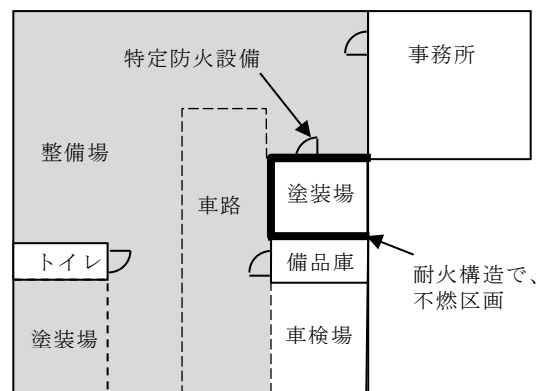
イ 直通階段は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が 65m以内に設けてあること。



● 2 特殊消火設備の算定面積

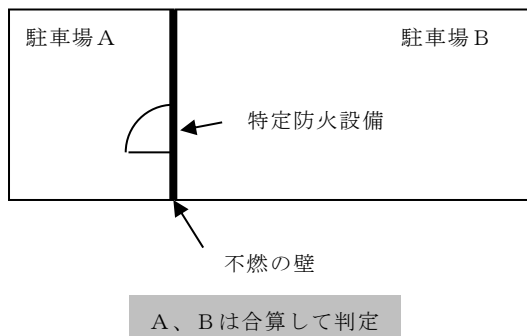
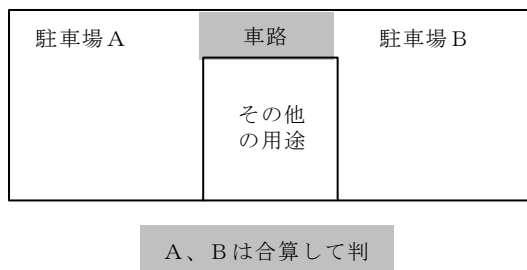
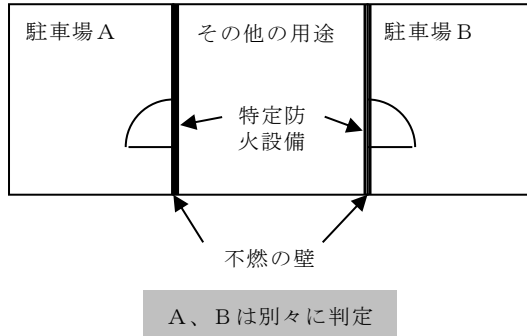
- (1) 「駐車のために供される部分」の面積には駐車スペースに面する車両通路も含まれるものであること。(カーリフト部分は除く。) ★
- (2) 屋上駐車場部分の床面積の算定は、次によること。
 - ア 屋上部分の駐車に供する部分は、車路を含むこと。 ★
 - イ 屋上駐車場に至る開放された外部車路（以下「外部車路」という。）は、屋上駐車場の床面積に含まれないこと。 ★
 - ウ 上記(2)の外部車路の部分には、消防用設備等の規制は及ばないものであるが、努めて移動式粉末消火設備の設置を指導すること。
- (3) 「自動車の修理又は整備のために供される部分」には塗装場及び連続して接する車路も含まれるものであること。ただし、次の例により防火上有効に区画された塗装場部分は除かれる。 ☆
 - ア 区画界壁は耐火構造である。
 - イ 床、壁及び天井の仕上りが不燃材料でされている。
 - ウ 開口部は、常時閉鎖の特定防火設備である。
 - エ 100mmφ以上の換気口はFD付きである。
 - オ 配管等の区画貫通部分は次のいずれかにより防火上有効に防火区画されている。
 - (ア) 不燃材で埋め戻されている。
 - (イ) 国土交通大臣認定の貫通キットで区画処理されている。

なお、修理又は整備を行わない車検場部分は自動車の修理又は整備のために供される部分には該当しない。



自動車修理又は整備の用に供する部分

(4)「駐車用の用に供する部分」若しくは「自動車の修理又は整備の用に供される部分」が複数あっても、その部分の床、壁及び天井の下地を含めた仕上げを不燃材料又は耐火構造とし、かつ、その他の用途部分とを隔てる壁の開口部を◇加圧送水装置●1(3)の規定による防火措置とした壁（以下この項において「不燃の壁」という。）とすることにより、それぞれが防火上有効に区画されている場合は、その部分ごとに判定すること。 ☆



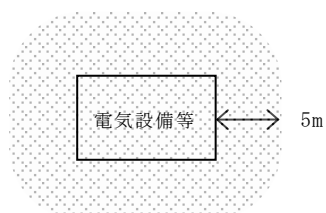
(5) 相互に6m以上の離隔を有しない機械式駐車装置は、不燃の壁で防火上有効に区画されている場合を除き、一つの機械式駐車装置として面積算定をすること。

(6) 電気設備及び多量の火気を使用する部分（以下この号において「電気設備等」という。）の面積は次の例によること。★

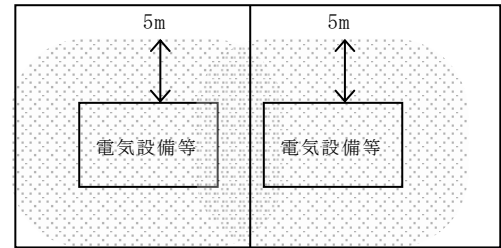
※1 :対象面積部分

※2 「不燃区画」は、◇加圧送水装置●1による区画をいう。

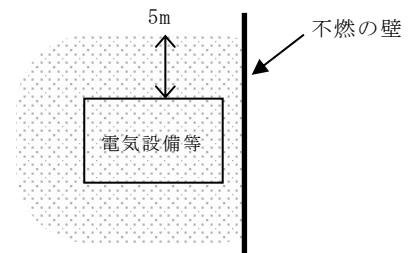
ア 屋外、屋上又は周囲に 5m 以上の離隔を有する
屋内の場合



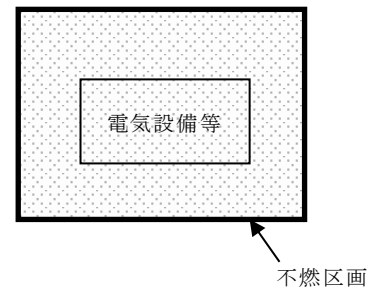
イ 一般屋内の場合



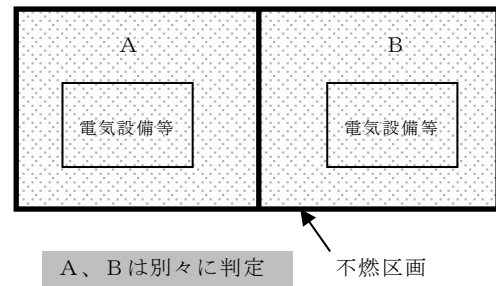
ウ 不燃の壁がある場合



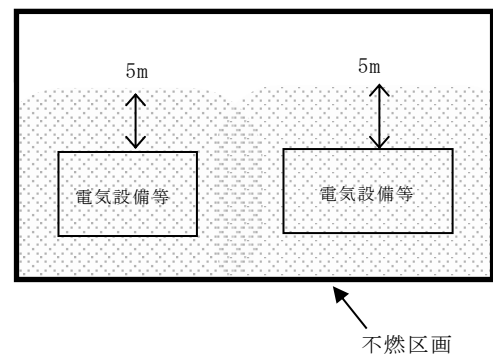
エ 不燃区画された屋内の場合



オ 不燃区画が隣接する場合



カ 不燃区画された屋内で、一部に 5m 以上の隔離がある場合



キ 電気設備等は隣接（前記イ参照）していない限り、それぞれの部分ごとに判定すること。★

(7) 通信機器室とは自動又は手動により信号の送受を行うための機器類が設置されている室をいい、通信事業者等による次のものが該当するが、電算機室は含まれないものであること。★

ア 電話通信機器室：電話通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）及びケーブル室をいう。

イ 電報通信機器室：電報通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）及びケーブル室をいう。

ウ 無線通信機器室：無線通信を行うための機器を設置する室（付随する冷却用換気機械室、調和機室、前室を含む。）をいう。

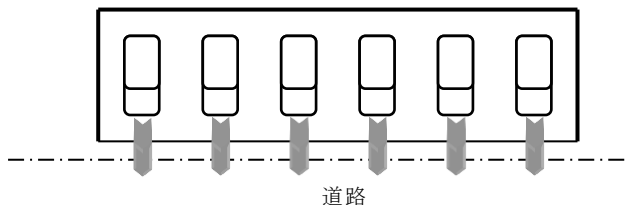
エ 搬送通信機器室：搬送通信を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室を含む。）をいう。

オ データ通信機器室：データ通信及び料金計算を行うための機器を設置する室（付随する調和機室、前室、計算機調整室を含む。）及びケーブル室をいう。

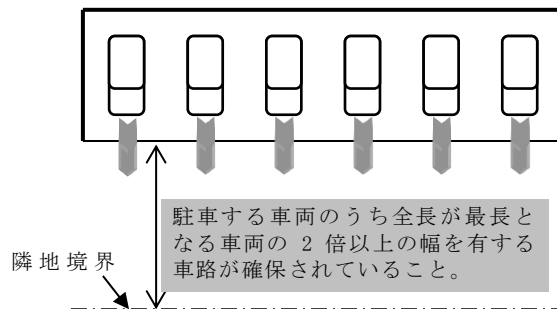
● 3 同時に屋外に出ることができる構造

令第13条第1項の表中「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造」とは、次の例をいう。

(1) 前面が道路である場合 ☆



(2) 前面が十分に広い車路である場合



(3) 車両の出入口にシャッター等を設ける場合は、煙感知器の作動により自動で開放されるものであること。又、その開放に電気を使用するものにあつては、蓄電池等の非常電源を設けること。